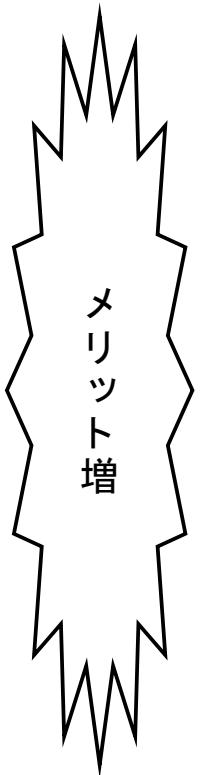


水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の導入等による「担い手」メリットの充実

米

	18年	19年から
担い手 <small>(認定農業者 集落営農組織)</small>	<p>① 稲作所得基盤確保対策(稲得) 担い手経営安定対策(担経)</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲得は、価格の下落の5割+300円を補てん 担経は、収入の減少の9割を補てん 生産者:国=概ね1:2の割合で拠出 <p>② スーパーL資金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模拡大等への支援 	<p>① 収入減少影響緩和対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入の減少の9割を補てん 生産者:国=1:3の拠出とし、生産者の負担を軽減 <p>② 金融措置の拡充をはじめ支援措置を大幅に拡充(176億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパーL資金の無利子化 融資主体型補助の創設 農地の面的集積への助成 等 <p>③ 農業経営基盤強化準備金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額は必要経費(損金)に算入 準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その取崩額の範囲内で圧縮記帳
非担い手 <small>(※生産調整に取り組んだ場合)</small>	<p>① 稲作所得基盤確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 価格の下落の5割+300円を補てん 	<p>① 産地づくり対策の中の稲作構造改革促進交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払は収入減少影響緩和対策の補てんの範囲内 単価は4,000円/10a(注3)。担い手への集積に取り組めば3,000円/10aが加算され、現行稲得の水準並み 21年までの当面の措置であり、交付額は期間中に漸減



注1 上記のほか、担い手への農用地の利用集積を要件に、基盤整備に係る土地改良負担金の利息の一部が軽減

2 そのほか、小規模農家については、

①担い手である集落営農組織に参加することにより、

- 経費が大幅に削減され、所得が大幅にアップ(1haの水田作農家:4万円→47万円)
- 労働時間が大幅に短縮(1haの水田作農家:578時間→132時間)。余った時間を農外労働に振り向ければ、農外所得も増大

②仮に集落営農組織に参加しない場合でも、担い手へ農地を提供することにより、地代収入を確保できる

3 稲作構造改革促進交付金の単価は国の算定上の単価であり、実際の支援単価は地域で異なる

水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の導入等による「担い手」メリットの充実

麦 大豆

	18年	19年から
担い手 <small>(認定農業者 集落営農組織)</small>	<p>① 麦作経営安定資金 大豆交付金 <small>[・生産条件の不利を補正(生産コストと販売収入の差を補てん)]</small></p> <p>② 大豆作経営安定対策(大豆のみ) <small>[・価格の下落の8割を補てん]</small></p> <p>③ 産地づくり対策(水田作のみ) <small>[・米の生産調整等を推進]</small></p> <p>④ スーパーL資金等 <small>[・規模拡大等への支援]</small></p>	<p>① 生産条件不利補正対策 <small>支援水準は現行手取りと同水準だが ・過去の生産実績に基づく支払 ⇒ 一定額を継続的・安定的に受けられるので経営の自由度がアップ(新たな作物の導入等) ・毎年の生産量・品質に基づく支払 ⇒ 単価が3年間固定されるので生産性向上分は担い手に還元</small></p> <p>② 収入減少影響緩和対策 <small>[・対象品目は、麦、大豆等5品目に拡大 ・収入の減少の9割を補てん]</small></p> <p>③ 産地づくり対策(水田作のみ)</p> <p>④ 金融措置の拡充をはじめ支援措置を大幅に拡充(176億円) <small>[・スーパーL資金の無利子化 ・融資主体型補助の創設 ・農地の面的集積への助成 ・過去の生産実績がない場合への支援 等]</small></p> <p>⑤ 農業経営基盤強化準備金の創設 <small>[・①②の交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額は必要経費(損金)に算入 ・準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その取崩額の範囲内で圧縮記帳]</small></p>
非担い手 <small>※生産調整に取り組んだ場合</small>	<p>① 麦作経営安定資金 大豆交付金 <small>[・生産条件の不利を補正]</small></p> <p>② 大豆作経営安定対策(大豆のみ) <small>[・価格の下落の8割を補てん]</small></p> <p>③ 産地づくり対策(水田作のみ) <small>[・米の生産調整等を推進]</small></p>	<p>① なし</p> <p>② なし</p> <p>③ 産地づくり対策(水田作のみ)</p>

メリット増

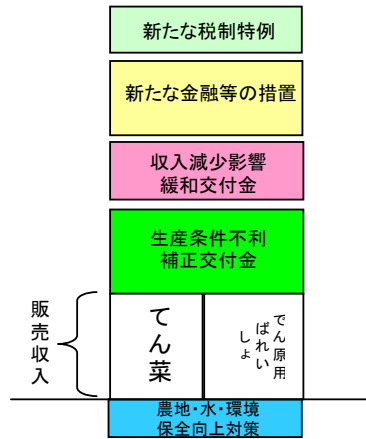
メリット減

注 上記のほか、担い手への農用地の利用集積を要件に、基盤整備に係る土地改良負担金の利息の一部が軽減

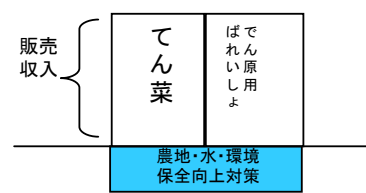
水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の導入等による「担い手」メリットの充実

てん菜 でん粉原料用ばれいしょ

	18年	19年から
担い手 <small>(認定農業者 集落営農組織)</small>	<p>① 最低生産者価格 〔・生産条件の不利を補正〕</p> <p>② 収入減少の緩和対策はなし</p> <p>③ スーパーL資金等 〔・規模拡大等への支援〕</p>	<p>① 生産条件不利補正対策 支援水準は現行手取りと同水準だが ・過去の生産実績に基づく支払 ⇒ 一定額を継続的・安定的に受けられるので経営の自由度がアップ(新たな作物の導入等) ・毎年の生産量・品質に基づく支払 ⇒ 単価が3年間固定されるので生産性向上分は担い手に還元</p> <p>② 収入減少影響緩和対策の導入 〔・収入の減少の9割を補てん〕</p> <p>③ 金融措置の拡充をはじめ支援措置を大幅に拡充(176億円) 〔・スーパーL資金の無利子化 ・融資主体型補助の創設 ・農地の面的集積への助成 ・過去の生産実績がない場合への支援 等〕</p> <p>④ 農業経営基盤強化準備金の創設 〔・①②の交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額は必要経費(損金)に算入 ・準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その取崩額の範囲内で圧縮記帳〕</p>
非担い手	<p>① 最低生産者価格 〔・生産条件の不利を補正〕</p>	<p>① なし 〔・販売収入のみ〕</p>



メリット増



メリット減

注 上記のほか、担い手への農用地の利用集積を要件に、基盤整備に係る土地改良負担金の利息の一部が軽減